

# 仕事と育児・介護の両立支援

(2020年2月1日現在)



本リーフレットは、男女共同参画推進事業の一環として仕事と家庭の両立を支援するため、本学が整備している休暇や支援制度について集約したものです。

休暇の取得時期や制度の一覧表等を掲載しており、本学教職員の皆様が利用できる制度を有効活用していただけるように、このリーフレットがお役に立てることを願っています。

男女共同参画推進室

## 休暇等の取得可能時期（一例）

**女性**  
常勤職員の一例



**男性**  
常勤職員の一例



※育児休業、介護休業の取得期間は常勤職員と非常勤職員とは異なります。また、取得可能な休暇等も異なってくるため、詳細は次ページの「あなたが利用できる休暇等の制度」を参照ください。

# 保育所「あゆっこ」

本学では、保育所を設置して教職員(非常勤を含む)のお子さまをお預かりしております。  
毎月、誕生会・体操教室・リトミックを保育施設にて実施し、季節に合わせた行事も開催しております。

## 概要

保育の種類	月極保育	一時保育	病児保育
	月～土曜日預かり	利用頻度が少ない預かり、 定員に空きがある場合利用可	病児・病後児の預かり
電話番号	077 - 548 - 2886 (内線3035)		077 - 545 - 0799
保育日	月曜日～土曜日		月曜日～金曜日
	* 祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)及び大学が特に指定する日は閉園		
開所時間	7:00 ～ 21:00		7:30 ～ 18:00
早朝保育時間	7:00 ～ 7:30		—
延長保育時間	20:00 ～ 21:00		—
夜間保育時間	8:00 ～ 翌11:15 (毎週金曜日) *但し、当日または翌日が休所日は閉園		—
保育対象	滋賀医科大学の職員が養育するお子様		
	生後57日目～小学校就学前		生後6ヶ月以上～小学校就学前
保育定員	合計 40名 (夜間保育6名以内、病児保育1名)		
	0歳児: 9～12名 1～2歳児: 22～24名 3～5歳児: 入所定数の40名から0～2歳児の人数を減じた数		
保育料	35,000～54,000円 *保育児の年齢と世帯の所得税額による	1時間 400円	1回 2,500円
夜間保育料	1回 2,500円	1回 3,000円	—
早朝・延長保育料	150円～300円 *保育児の年齢による		—
給食代	昼食 300円、おやつ 100円、補食 150円、夕食 300円、朝食 150円		各自持参してください

### 【保育所「あゆっこ」の紹介(ホームページURL)】

<http://gakunai.shiga-med.ac.jp/~hqdanjo/hoikusho/>

申請書や保育所「あゆっこ」利用のしおりのダウンロード、  
「産前休暇産後休暇日数計算」はこちらから

## 男女共同参画推進室ホームページご紹介

このリーフレットに記載した他に、  
「利用可能な制度とQ&A」、「相談制度」、「搾乳室」等の  
男女共同参画推進室の取り組みをホームページに掲載しております  
ので、ぜひご覧ください。



### ● お問い合わせ先 ●

TEL: 077-548-3599 FAX: 077-548-3653  
E-mail: [hqdanjo@belle.shiga-med.ac.jp](mailto:hqdanjo@belle.shiga-med.ac.jp)

<http://danjokd.shiga-med.ac.jp/>

滋賀医科大学男女共同参画推進室

検索

# あなたが利用できる休暇等の制度（一例）

種別	取得可能期間	常勤職員												非常勤職員				提出書類 休暇・休業を取得する場合は所属の総務担当へ提出してください
		常勤職員			医師・研修医			日給			時間給							
		女性	男性	給与・給付	女性	男性	給与・給付	女性	男性	給与・給付	女性	男性	給与・給付					
結婚休暇	結婚の日の5日前から結婚の日後1月までの連続する5日の範囲内(土・日含む)	○	○	有給	○	○	有給	○	○	有給	×	×	—	休暇簿「特休」にチェックし理由および結婚の日を記入				
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定、出産の日までの申し出た期間	○	×	有給※1	○	×	有給	○	×	有給	○	×	無給※2	休暇簿「特休」にチェックし理由を記入(出産予定日の分かるものを添付)				
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで	○	×	有給	○	×	有給※3	○	×	有給※3	○	×	無給※2※3	休暇簿「特休」にチェックし理由を記入(母子手帳のコピーを添付)				
配偶者出産時産休	配偶者が出産するために入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの間の2日の範囲内	×	○	有給※1	×	○	有給	×	○	有給	×	×	—	休暇簿「特休」にチェックし理由、入院日および出産日を記入				
配偶者出産時育児休暇	配偶者の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に配偶者の産前・産後の期間において5日の範囲内	×	○	有給	×	○	有給	×	○	有給	×	×	—	休暇簿「特休」にチェックし理由および子の名前を記入				
育児休業	子が出生した日から満3歳に達するまで	○	○	無給※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	「育児休業承認請求書」 開始予定日の前日から起算して1月前の日までに申し出ること				
育児休業(非常勤職員)	子が出生した日から満1歳に達するまで(ババママ育児プラスの場合1歳2ヶ月まで)	—	—	—	○	○	無給※4	○	○	無給※4	○	○	無給※4					
育児短時間勤務	子が小学校就学の始期に達するまで	○	○	定められた額に算出率を乗じて得た額を支給	○	○	定められた額に算出率を乗じて得た額を支給	○	○	定められた額に算出率を乗じて得た額を支給	×	×	—	「育児短時間勤務申出書」 開始予定日の前日から起算して1月前の日までに申し出ること				
育児部分休業	子が小学校就学の始期に達するまで1日につき2時間を超えない範囲内(30分単位)	○	○	勤務しない時間につき減額	○	○	勤務しない時間につき減額	○	○	—	×	×	—	「育児部分休業承認請求書」開始予定日の1週間前までに申し出ること				
授乳等保育時間休暇	子が1歳に達するまで授乳等を行う場合、1日2回それぞれ30分の期間	○	○	有給	○	○	有給	○	○	有給	○	○	無給	休暇簿「特休」にチェックし理由を記入				
子の看護休暇	子が小学校就学の始期に達するまで1年の(非常勤は年度)につき5日の範囲内(小学校就学前の子が2人以上の場合は10日)	○	○	有給	○	○	有給	○	○	有給	○	○	無給	休暇簿「特休」にチェックし理由および子の名前を記入				
育児のための超過・課外勤務の制限	子が小学校就学の始期に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	×	×	—	所定の用紙を提出				
超過勤務の免除	子が3歳未満まで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	所定の用紙を提出				
早出遅出出勤	小学校就学前の子の養育及び家族の介護のために請求した場合	○	○	—	○	○	—	○	○	—	×	×	—	所定の用紙を提出				
保育所「あゆっこ」	生後57日目から小学校就学前まで(病児保育室は、生後6ヶ月から小学校就学前まで)	○	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○	—	申し込みは男女共同参画推進室まで(内線3599)				
介護休業	2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するために、3回を上限として約186日間の範囲内	○	○	無給※5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	「介護休業申出書」 介護を開始しようとする日の2週間前までに申し出ること				
介護休業(非常勤職員)	2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するために、3回を上限として93日間の範囲内	—	—	—	○	○	無給※5	○	○	無給※5	○	○	無給※5					
介護部分休業	介護部分休業開始の日から3年の間に2回を上限として申し出た期間で、1日につき2時間の範囲内(30分単位) ※雇用期間が1年未満の者は適用除外	○	○	勤務しない時間につき減額	○	○	—	○	○	—	×	×	—	「介護部分休業申出書」 介護を開始しようとする日の1週間前までに申し出ること				
介護休業	1年の年度において5日の範囲内(要介護状態にある家族が2人以上の場合には10日の範囲内)	○	○	有給	○	○	有給	○	○	有給	○	○	無給	休暇簿「特休」にチェックし理由および介護される者の名前を記入				
介護のための超過・課外勤務の制限	承認された期間	○	○	—	○	○	—	○	○	—	×	×	—	所定の用紙を提出				
生還休暇	承認された期間	○	—	有給	○	—	有給	○	—	有給	○	—	無給	休暇簿「特休」にチェックし理由を記入				

令和2年2月1日現在

## お問い合わせ

- 各制度の詳細については人事課職員係(内線2014)へお問い合わせください。但し、育児休業(非常勤職員も含む)については人事課人事係(内線2017)へお問い合わせください。
- 保育所「あゆっこ」については男女共同参画推進室(内線3599)までお問い合わせください。
- 給付金については下記担当部署へお問い合わせください。
- ※1 共済組合より出産費が支給されます(被扶養者が出産した場合も含む)。人事課共済係(2025)にお問い合わせください。
- ※2 協会けんぽ(健康保険)加入者は出産手当金が支給されます。人事課給与係(内線2019)にお問い合わせください。
- ※3 協会けんぽ(健康保険)加入者は出産育児一時金(被扶養者が出産した場合も含む)が支給されます。
- 人事課給与係(内線2019)にお問い合わせください。
- ※4 育児休業給付金(ハローワークより支給)については、人事課給与係(内線2019)にお問い合わせください。
- ※5 介護休業給付金(ハローワークより支給)については、人事課給与係(内線2019)にお問い合わせください。

## 取得には条件付きのものもありますので取得前には「教職員就業規則」も併せてご確認ください。

- ※定時再雇用は日給雇用、短時再雇用は時間給雇用に準ずる。
- ※定時特任は常勤に、短時特任は時間給雇用に準ずる。